

JIS

トロリーバスダクト

JIS C 8373 : 2007

(IEIEJ/JSA)

平成 19 年 10 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	小 田 哲 治	東京大学
(委員)	池 田 久 利	IEC/SB1 委員 (株式会社東芝 電力・社会システム社)
	石 塚 昶 雄	社団法人日本原子力産業協会
	大 石 奈津子	財団法人日本消費者協会
	香 川 利 春	東京工業大学
	亀 田 実	社団法人日本電線工業会
	近 藤 良太郎	社団法人日本電機工業会
	坂 下 栄 二	IEC/ACOS 委員 (技術協力安全センター)
	佐々木 喜 七	財団法人日本電子部品信頼性センター
	佐 藤 政 博	財団法人電気安全環境研究所
	高 橋 健 彦	関東学院大学
	千 葉 信 昭	社団法人電池工業会 (東芝電池株式会社)
	恒 川 真 一	社団法人日本電球工業会 (東芝ライテック株式会社)
	椿 広 計	筑波大学
	徳 田 正 満	武蔵工業大学
	中 村 禎 之	社団法人日本電機工業会
	能 見 和 司	電気事業連合会
	飛 田 恵理子	東京都地域婦人団体連盟
	福 田 和 典	社団法人日本配線器具工業会 (東芝ライテック株式会社 電材照明社)
	村 岡 泰 夫	社団法人電気学会
(専門委員)	安 藤 栄 倫	財団法人日本規格協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 54.12.1 改正：平成 19.10.20

官 報 公 示：平成 19.10.22

原 案 作 成 者：社団法人電気設備学会

(〒113-0033 東京都文京区本郷 1-12-5 関電工水道橋ビル TEL 03-5805-3375)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 小田 哲治)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 種類及び定格	2
5 性能	3
5.1 温度上昇	3
5.2 絶縁抵抗	3
5.3 耐電圧	3
5.4 短絡強度	3
5.5 水平強度	3
5.6 衝撃強度	3
5.7 走行性能	3
5.8 金属製ダクトとトロリーの金属フレームとの間の接触抵抗	4
5.9 防雨性能	4
5.10 難燃性	4
6 構造	4
6.1 トロリーバスダクト	4
6.2 トロリー	5
7 材料	5
7.1 導体	5
7.2 導体支持物	5
7.3 ダクト	5
7.4 トロリー	6
8 試験方法	7
8.1 温度試験	7
8.2 絶縁抵抗試験	7
8.3 耐電圧試験	7
8.4 短絡試験	7
8.5 水平強度試験	7
8.6 衝撃試験	8
8.7 走行性試験	9
8.8 金属製ダクトとトロリーの金属フレームとの間の接触抵抗試験	9
8.9 屋外用トロリーバスダクトシステムの散水試験	10
8.10 難燃性試験	10
9 検査	10

	ページ
9.1 形式検査	10
9.2 受渡検査	11
10 製品の呼び方	11
11 表示	11
解 説	12

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人電気設備学会 (IEIEJ) 及び財団法人日本規格協会 (JSA) から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS C 8373:1993** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に係る確認について、責任はもたない。

白 紙

トロリーバスダクト

Trolley busways

1 適用範囲

この規格は、主に工場、倉庫などの事業場の屋内、屋側又は屋外に設置されるクレーンなど移動用機器に電気を供給する交流 600 V 又は直流 750 V 以下の電路に使用する定格電流 2 000 A 以下のトロリーバスダクト及びその附属品について規定する。

なお、この附属品とは、エンド、フィードインボックス及びトロリーをいう。

注記 この規格は、トロリーバスダクトの特性について規定するものであるが、その特性にかかわる規定は設計の指針を示すものであり、この規格によって適合性評価を行うことは意図していない。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS C 0920 電気機械器具の外郭による保護等級（IP コード）

JIS C 1602 熱電対

JIS C 2110 固体電気絶縁材料の絶縁耐力の試験方法

JIS C 3005 ゴム・プラスチック絶縁電線試験方法

JIS C 3801-1 がいし試験方法—第 1 部：架空線路用がいし

JIS G 3131 熱間圧延軟鋼板及び鋼帯

JIS H 3100 銅及び銅合金の板並びに条

JIS H 3140 銅ブスバー

JIS H 4000 アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条

JIS H 4100 アルミニウム及びアルミニウム合金の押出型材

JIS K 7113 プラスチックの引張試験方法

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1

トロリーバスダクト

下面に連続した開口部をもつダクト内に露出導体を絶縁物で支持し、トロリーを装着することによって接触電線として使用するもの。